

2

まちづくり方針

こどもが健やかに、
のびのびと成長できる
まちづくり

目指す姿

2-1
こどもを
育てやすい
環境をつくる

- **安心して妊娠、出産ができる**
 - ▶ 2-1-1 妊娠・出産に対する社会的支援の強化
- **ライフスタイルに合わせて、安心して子育てができる**
 - ▶ 2-1-2 子育てと仕事の両立支援
- **すべてのこどもにあらゆる機会が開かれている**
 - ▶ 2-1-3 こどもや子育て家庭への支援

2-2
こどもや若者が
学び、健やかに
育つ環境をつくる

- **生きる力をすべてのこどもが身につけている**
 - ▶ 2-2-1 質の高い教育及び環境の充実
- **青少年が自覚と責任を持って社会生活を送ることができる**
 - ▶ 2-2-2 青少年健全育成の推進

- まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
こどもを育てやすい環境をつくる

2-1-1 妊娠・出産に対する社会的支援の強化

現状

- 若年妊婦や望まない妊娠、経済的困窮、外国ルーツの家庭の増加など、妊娠・出産に対するニーズが多様化しています。
- 自発的に相談を求めない家庭には、健康的な生活のために必要な支援が届きにくい状況があります。
- 物価高騰により、出産に対する経済的な相談が多くなっています。
- 母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営による機能強化を図るため、令和6年4月にこども家庭センター¹を設置し、妊産婦や子育て家庭への包括的・継続的な支援を推進しています。

課題

- 市民が安全・安心に妊娠・出産ができるよう、様々な機会を捉えて対象者を把握し、誰ひとり取り残さない支援の充実が求められています。
- 産前産後の母親の育児不安や子育ての孤立感を軽減するため、母親のメンタルヘルスケアや児童虐待の予防のための妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が課題となっています。



こども家庭センター

¹ こども家庭センター：児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行う施設のこと。

SDGsに向けた方向性



すべての人が安心して妊娠、出産をできるようにするため、経済的な支援を含め妊娠期からの支援体制の充実を図ります。

施策実現のための取組み

| | |
|-----------------|---|
| 不妊に関する支援の実施 | 不妊検査、不育症検査を受けたかたに、検査に要する費用の一部を助成します。 |
| 母子保健と児童福祉の機能の連携 | こども家庭センターにおいて妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談・支援を行います。また、支援が必要な妊婦等に対し母子保健と児童福祉の機能を連携し適切な支援につなげます。 |
| 妊娠期から産後までの支援の充実 | 妊婦に対し、助産師等との面談や妊婦健康診査の実施等、安心して出産ができるよう支援します。また、必要に応じて産後ケア事業による心身のケアや育児支援を行います。 |
| 経済的な支援の充実 | 経済的な理由により入院助産を受けることが困難な妊婦には、出産に係る費用を助成します。 |
| 安心な子育ての推進 | 相談事業や家庭訪問、健康教育を通じて、健康や育児に関する理解を深め、保護者の不安解消につなげます。 |

関連する個別計画

第3次みさとこどもにこにこプラン（三郷市こども計画）

すこやかみさと～第3期三郷市健康増進・食育推進・自殺対策計画～

関連する取組み

| |
|-----------------------|
| 健康づくり体制の整備 健康情報の提供 |
| 福祉総合相談体制の推進 |

関連施策

7-1-1

7-2-1

- まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
こどもを育てやすい環境をつくる

2-1-2 子育てと仕事の両立支援

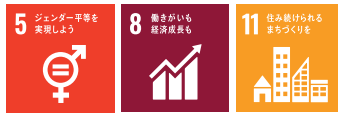
■ 現状

- 子育て世代の転入、共働き家庭・ひとり親家庭の増加により、幼児教育・保育需要は増大傾向にあります。
- 安心してこどもを預けることのできる環境の整備が求められています。

■ 課題

- 多様化するニーズに対応する子育てサービスの充実と、活用を促すための分かりやすい情報発信が必要です。
- 家庭、幼稚園や保育施設、学校、児童クラブ、地域、行政等が連携して、こどもたちを心豊かに育む環境づくりが求められています。
- 家庭環境や個人特性等が多様化する中で、幼稚園や保育施設、児童クラブ等の職員不足や各施設における提供体制の確保、預かり時間や柔軟な施設運営へのニーズ対応が課題となっています。

SDGsに向けた方向性



誰もが質の高い乳幼児向けのサービスを受けることができるとともに、その保護者が安全・安心に働くことができる環境の整備に努めます。

施策実現のための取組み

| | |
|-----------------------|---|
| 子育て家庭への 子育て支援の充実 | 幼児教育・保育の無償化に係る給付事業を行います。また、市内私立幼稚園等に対して、補助金を支給します。 |
| 地域における 子育て支援 | 子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方との相互援助活動（ファミリー・サポート・センター）等により充実を図ります。 |
| 安心して子どもを 預けられる環境整備 | 保育事業者への補助金交付等により環境整備及び人材確保のための事業を支援します。 |
| 子どもたちを心豊かに育む環 境づくり | 子どもたちが放課後に安全・安心に活動できる環境を整備し、保護者と地域住民とともに子どもの健全育成活動を行うことで、保護者の子育てを支援します。 |
| 児童クラブの充実 | 放課後ケアワーカーの確保や学校施設の有効活用による定員拡大などにより、公営児童クラブの充実を図ります。また、民営児童クラブの運営に対して、補助金などの支援を行います。 |
| 子育て家庭への 情報発信 | 市ホームページ、SNS、冊子などの様々なツールを活用し、市民等に分かりやすく制度やサービス内容の情報発信に努めます。 |

関連する個別計画

第3次みさとこどもにこにこプラン（三郷市こども計画）

関連する取組み

関連施策

| | |
|-----------------------|-------|
| 労働環境の充実 | 5-2-1 |
| 家庭教育の充実 | 6-2-1 |
| 男女共同参画社会づくりの推進 | 6-3-2 |
| 「こどもの居場所」づくりの相談体制の整備 | 経1-1 |
| 「こどもの居場所」を通じた多世代交流の推進 | 経1-2 |

- まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
こどもを育てやすい環境をつくる

2-1-3 こどもや子育て家庭への支援

現状

- 核家族が増え、地域で子育てについて気軽に相談できる人が少なくなっている中、インターネットで手軽に検索できるようになった反面、誤った情報もあふれ、保護者が混乱することがあります。
- 子育て家庭では、養育費用、教育費用など経済負担が大きくなっています。特にひとり親家庭は経済的な悩みに直面している場合が多く、家庭の経済状況の格差がこどもの教育格差につながる恐れがあります。
- こどもの発達の状態により、適切な養育の場（機会）が求められています。

課題

- 子育てに関する各種相談に対応し、不安の解消や必要な支援につなげることが重要です。
- 親から子への貧困の連鎖を断ち切るために、経済的な支援が求められています。
- 健康診査等を行うとともに、医療・教育・福祉等、関係各課と連携を図りながら、疾病・発育・発達等に関する支援を行うことが求められています。また、専門職等による家庭訪問などの適切な養育支援が必要です。



「こどもの居場所」づくりセミナー（プレーパーク体験の様子）

SDGsに向けた方向性



こどもや子育て家庭に対して支援し、誰もを取り残されることのない社会づくりに努めます。

施策実現のための取組み

| | |
|-------------------------------|---|
| 子育て支援拠点等における支援の充実 | こどもの健やかな育ちを促進するため、地域子育て支援拠点において、子育ての孤独感や不安感等を緩和します。妊娠・出産・子育てに関する相談等、妊娠から子育てに関して包括的に支援を行います。 |
| 子育ての経済支援 | 子育て家庭が、安定して、自立した生活を営めるよう、手当や医療費の助成による経済的支援を行います。また、ひとり親家庭の父母等が、就職を目指して資格取得する場合の講座の費用や生活費を支給します。 |
| 子育ての不安解消及び養育の支援 | 乳幼児の養育について支援が必要な家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階で専門職等による訪問を実施することで、家庭における安定した養育を可能にします。 |
| 心身の健やかな成長の支援 | 保護者が乳幼児の心身の成長を理解し、安心して関われるよう相談支援を行います。また疾病の有無や発育・発達の確認だけではなく社会背景に着目した総合的な健康診査に取り組めます。 |
| 虐待防止対策の強化 | 家庭における適正な児童の養育及び養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図ることを目的として、家庭児童相談室において専門的な相談・指導を行います。 |
| 「こどもの居場所 ¹ 」づくりの推進 | 開設や運営に関する相談体制の整備、情報提供等を推進し、民間における「こどもの居場所」の安定的な運営を支援します。 |
| ひとり親家庭への支援 | ひとり親家庭に対する医療費の一部助成や児童扶養手当を支給し経済的な自立を支援します。また、親の就職やキャリアアップを目的とした、母子家庭等自立支援教育訓練給付金などを支給します。 |

関連する個別計画

第3次みさとこどもにこにこプラン（三郷市こども計画）

関連する取組み

関連施策

| | |
|---|-------|
| 家庭教育の充実 | 6-2-1 |
| 生活困窮者への自立支援 生活保護決定事務の適正実施による被保護者へのサービス向上 | 7-1-2 |
| 福祉総合相談体制の推進 | 7-2-1 |

¹ こどもの居場所：こどもが過ごす物理的な場所のほか、時間や人との関係性を含め、本人が「居場所」と感じる場の総称のこと。（例：こども食堂、プレーパークなど）

- まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
こどもや若者が学び、健やかに育つ環境をつくる

2-2-1 質の高い教育及び環境の充実

現状

- 国際化や情報化等、新しい時代に生きるこどもたちが未来を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。
- 三郷中央地区などでは、年少人口が増加傾向にある一方、市の北部や南部では年少人口が減少傾向にあります。また、学校教育施設は、昭和40年代から50年代にかけて多く整備され、それらの施設では経年劣化が進んでいます。

課題

- 新しい時代に必要となる資質・能力を身につけるため、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善が求められる中、児童生徒の主体的な学びを育むための、指導力・意欲ある教師の育成などが必要です。
- 国において令和5年6月に閣議決定された「教育振興基本計画」で「日本社会に根差したウェルビーイング¹の向上」が掲げられるなど、児童生徒に豊かな人間性や社会性を育むことが求められています。
- 経済的な支援が必要な世帯のこどもについても、必要な教育を受け、社会的・経済的に自立し生活を送るようになるための支援が求められています。
- 地域ごとの将来的な年少人口の増加・減少を見極め、学校の適正規模・適正配置を進めていく必要があります。また現在ある学校教育施設を今後どのように維持管理していくかについても検討する必要があります。
- 学校給食を通じて、児童生徒が正しい食生活を身につけることができるよう、食育²により力を入れていくことも求められています。
- 新たな教育行政施策の構築が求められるとともに、学校、家庭、地域、企業が連携した教育など、学校教育の一層の充実が求められています。

1 ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念のこと。

2 食育：生きるうえでの基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

SDGsに向けた方向性



すべての人が性別や経済的な状況に関係なく、社会情勢の変化に対応した質の高い教育を受けることができる機会を確保します。

施策実現のための取組み

| | |
|----------------------|--|
| 児童生徒の学力向上 | 学校経営方針や重点目標を明確にし、日々の教育活動を展開するとともに教育活動の改善・充実に取組みます。また、経済的な支援が必要な世帯の児童生徒に対し、学習支援を行います。 |
| 心の教育の推進 | 学校の全ての教育活動の中で、あたたかな人間関係を基盤とし、自己肯定感や利他性、協調性、協働性など豊かな人間性や社会性を育む心の教育を推進します。 |
| 教職員の資質向上 | 特色ある学校づくりを推進するとともに、教職員の資質向上に取組みます。 |
| 教育環境の整備促進 | 小・中学校の適正規模・適正配置に向けた取組みを行うとともに、学校教育施設の長寿命化へ向けた改修等を計画的に進めます。 |
| 安全・安心な学校給食の提供及び食育の推進 | 安全・安心な学校給食を提供するため、衛生管理や施設整備の対策を行います。あわせて、発達段階に即した食習慣を身につけることに努めます。 |
| 社会に開かれた学校教育の推進 | 児童生徒の健やかな成長を目指し、学校・家庭・地域・企業が連携協力して取組みます。 |

関連する個別計画

三郷市第4期学力向上推進3ヵ年計画

三郷市立小・中学校教育環境整備計画

三郷市立学校教育施設個別計画

関連する取組み

関連施策

| | |
|---------------------------|-------|
| こどもたちの読書環境の整備 学校図書館の充実 | 6-1-2 |
| 人権啓発・教育の充実 | 6-3-1 |
| 健康づくり体制の整備 健康情報の提供 | 7-1-1 |
| 地域力を醸成するための機会の創出 | 経2-1 |
| 民間企業等との連携の推進 | 経2-3 |
| 市有財産の適正管理と有効活用 | 経3-1 |

- まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
こどもや若者が学び、健やかに育つ環境をつくる

2-2-2 青少年健全育成の推進

現状

- 青少年期は、学校や家庭、地域社会などにおける交流の中で、豊かな人間性や社会性を養う重要な時期です。
- 核家族化や少子高齢社会の到来、地域力の低下、価値観・ライフスタイルの多様化、情報機器類の急速な発達など、青少年を取り巻く環境は著しく変化しています。
- 携帯電話等の利用の低年齢化が進む中、SNS（ソーシャルネットワークサービス）でのトラブルや、長時間に及ぶ機器使用など、新たな問題が生じています。
- 本市では、コロナ禍による青少年団体の活動休止等により、青少年の地域活動や交流は一時的に減少しました。現在では、その状況を乗り越え、活動は増加に転じています。

課題

- 青少年が、自尊心、自主性、協調性や豊かな人間性を育み自覚と責任を持ち、積極的に社会生活が送れるよう、家庭、学校、地域とともに青少年の健全育成に取り組むことが必要です。
- こどもが将来にわたって持続可能な幸福を得るため、こどもの自己肯定感等を育む取組みが求められます。



青少年リーダー活動



青少年健全育成啓発活動

SDGsに向けた方向性



すべての人が、性別や経済的な状況に関係なく、豊かな人間性や社会性を身につけ、円滑に社会生活を送ることのできる社会づくりに努めます。

施策実現のための取組み

| | |
|---------------|--|
| 次世代リーダーの育成 | 地域の将来を担う若者の養成・人材確保のため、様々な体験事業や青少年リーダー ¹ 養成事業を積極的に行います。また、青少年リーダーの活動支援として、青少年ホームを活動拠点として、様々な支援を行います。 |
| 地域活動・地域交流の促進 | 家庭・学校・地域が互いに役割を果たしながら連携できるような事業や団体支援を行うことで、青少年や地域活動に必要なネットワークの構築・活動環境の整備に努めます。 |
| 青少年をとりまく環境の整備 | 仲間づくり、つどいの場、安らぎの場を提供するとともに自主的に活動できるよう必要に応じた支援や、関係団体・機関と連携し、個々の実態に合わせた指導・相談を行う体制づくりに努めます。 |

関連する個別計画

第3次みさとこどもにこころプラン（三郷市こども計画）

関連する取組み

| 関連する取組み | 関連施策 |
|------------------------------|-------|
| 地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上 | 1-2-1 |
| 家庭教育の充実 | 6-2-1 |
| 「こどもの居場所」づくりの相談体制の整備 | 経1-1 |
| 「こどもの居場所」を通じた多世代交流の推進 | 経1-2 |
| 有権者の政治意識向上 | 経1-3 |

関連施策

¹ 青少年リーダー：主に中学生・高校生・18歳以上の青少年で、ミサトジュニアリーダー（中・高校生）、三郷読書Read & Leadの会（こども司書卒業生）、三郷市青少年相談員協議会（18歳以上）が青少年団体として活動しています。

